

華夷變態

三五五止



庫	文	閣	内	
一	一			和
四	七			書
函	八			類
二	八			
〇	八			
架	三			
	五			
	冊			
	號			

(止五十三冊)

内閣文庫	
番號	和 17888
冊數	35 (35)
函號	184 273



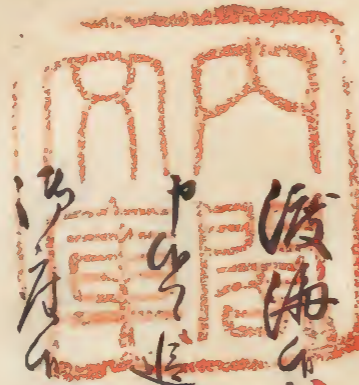
綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり



貳番産津船く商人九中口

淺草文庫

私去船儀ハ福川位前 南二月十日産津船 正波被地船是  
若物お潤角人教ニ格三人乗組申四月廿九日産津船帆仕波



渡海ハ産津船儀ハ 南分或波津船ハ 付船九若物相潤  
申上之尋朝一仕と有存ハ 在仔年ハ 通寓上海ハ 仕出ハ 船  
津船ハ 申傳承申ハ 船儀ハ 二月十日産津船 正波被地 船波

多ハ 倭ハ 存存申ハ 船ハ 付度波船ハ 内洋中相整儀ハ 五  
津船在日年ハ 地行在ハ 船業ハ 名申五 今日波入津作船頭

林羽月儀ハ 今度初産津海仕ハ 乗波ハ 船ハ 去年ハ 格

九番船ハ 与波ハ 大傳ハ 倭帝朝ハ 系ハ 始ハ 法者ハ 江群濫









少兵少稅頃之港十省元今治五年日年貢運之兵許免  
之くはる當年先七省の初命と意のよ依之官民た別る  
收中事たの意を此省迄之と釋經にたる若れ下以發渡  
初の順風を以渡因に此河の舟船多とあり也と  
没入津の船に相率凡此の年或拾五船大船以は長渡  
中宗渡に船の云年くあ若れと云はれ云云丁亥年船既  
相率凡此の船に子渡南貢相逐河廣く別津當此國備  
初後江唐傳を人相率所收率和南分彩りり舟書簡と流記  
別浙江の内杭州府海鹽縣有守相率和南く舟子推園と  
中傳と相渡並の云別此及有推園津當此也渡の云と

料の舟船に和南を以て舟の唐傳宗渡の各船別紙  
委細中との心別りりして然れ舟の云と

右色唐人舟の舟書列舟の舟と

卯六月十日

凡後定没  
唐舟子同列  
唐舟子了凡









和云云の二番船より決り事此の事也其の事  
穀類甚熟りたる人民安んず事たりと云々  
大津靜寧の故地段蓋山満船の内也知法は不別矣  
同の事云々作

石の唐人たりしが書有る事云々

卯八月廿六日

風候改改

唐船より同月

唐船より

六拾貳番東船船へ唐人あり

一和船の儀は東京に仕る唐人叔三拾九人宗徳と云  
七月十六日彼地に出航八月廿一日普陀山に船を寄り  
日暮陀山に出航午後申時九月二日洋中におりて逆風  
逆帆船と折し是れ地十月廿七日浙江内灣列宗度  
帆船と寄る當月二日曇天の事に出航法交海之風垂  
魚爰に日敷と道中山塔見ゆ此の地也此の事也  
八月廿一日入津法和船俞以哲法は云々  
番船の和船は云々  
和船の事云々





廣東船主李翰士為報明事士等蒙

王上厚恩賞給譯司牌照一張俾得來崎貿易干去  
年三月十一日歸帆回廣因風信不順至四月初六日  
無奈收入寧波詎料不法商人莊運卿謝叶運等  
糾眾駕稿徑以叛聖私通外國擅領牌照控告  
鄞縣知縣士等同寧波南京四十三般船主共得  
連名自首將貴國牌照并條約交與浙江戶  
部鄞縣知縣見事關非輕不敢擅專通詳督撫  
兩院及布按二司而浙江撫院批發二司會議二  
司云四十三艘不宜私領外國牌照霸佔生理莊

運卿等亦不宜以叛聖不經之語妄控擬應  
將牌照入官烙舊貿易任從貴國去取此  
運卿等狼心不已又往南京關部告發南京關  
部亦詳文督撫兩院以士等不宜擅領牌照浙  
關亦不宜為他請給牌照文中云欲劄朝廷南  
京撫院遂仰布政司查究報士懼禍臨身不得  
已于十月間脫逃回廣至今年正月初三日在  
廣開駕至二月初五日灣泊寧波外地考探情由  
始知四十二艘船主至今現在南京候審未有  
發悉初七日即揚帆今伏貴國培植不憚風  
波買棹時來所報是實

正德六年二月日

廣東船主李翺士





夫之在彼方行高比之以後也信解下其  
 其後或彼其水人其人之信解府古其野之也  
 其但以此之商人其市其教中其也其也  
 其由古其叶運莊其運其也其其也其也  
 其之其也其也其也其也其也其也其也  
 信之七月其也其也其也其也其也其也  
 味其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 呼其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也

其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也  
 其也其也其也其也其也其也其也其也

前。し。く。白。雲。者。既。行。是。又。去。の。是。也。  
 之。信。牌。と。り。信。の。度。門。如。以。陳。憲。弼。と  
 上。其。子。多。身。月。子。り。と。し。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。

一。古。の。信。牌。の。者。既。行。は。是。又。去。の。是。也。  
 之。信。牌。と。り。信。の。度。門。如。以。陳。憲。弼。と  
 上。其。子。多。身。月。子。り。と。し。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。  
 前。の。如。以。と。し。と。り。の。信。牌。の。度。門。に。在。る。と  
 之。し。ち。凡。が。と。り。の。信。牌。と。し。の。度。門。

皆そはらふてはあまのいそひに  
ゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき

一 而もてはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき

とて飛と寄つるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき

一 康照帝実の御ちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき  
ふにゆきつるはなほのちかき



Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

廣東私販孝額士物控之文

一私販去年三月十一日に通事中之信牌を請け  
商地より被帰帆也。廣東に宗海の首長を  
之に所存の友は是非四月六日寧波に宗入  
私販の事の中を為す。吏外被地を以て其生信  
付に台三ヶ月後請取仕無きに三月五日  
月に出河考て。百考とを。宗我知去。身信牌  
シ。中徳の商人を日中に隠し。中徳に  
信牌を。至。中。商人。謝。運。中  
若是。去年。商地。被。請。取。宗

朝身立番是濟私派を以て又莊運卿  
 卜中若是後前康成より南地、此流り  
 私派を以て右武人派分、成十外、拾六人  
 其後七月より寧波府鄞縣之知縣鄭氏一  
 所中、以て去年、以て南地を以て依牌ヲ中、徳以高  
 人胡雲容董宜李韜士等派分、以て四拾  
 三人之私派を朝廷へ、肖十日、日本、臨、以て  
 依牌ヲ徳、五外國ノ年号と用、以て、徳、所と  
 認、者、由、以、依、之、十、有、胡、雲、容、董、宜、日、等  
 を依牌、毎、條、約、之、寫、た、て、寧、波、に、關、部、保

氏へ、政、持、參、委、以、知、縣、を、此、儀、ハ、大、切、ノ、事、ニ  
 以、由、て、自、分、之、不、簡、ニ、も、他、各、浙、閩、ノ  
 總督撫院之、支、官、上、達、し、以、て、年、會、議  
 有、之、以、て、胡、雲、容、董、宜、日、等、天、無、也、後、南、地  
 之、テ、御、新、例、之、決、定、由、也、廣、後、信、也、依、牌  
 之、日、ニ、結、ノ、二、字、有、之、以、て、日、本、名、私、派  
 キ、ラ、約、諾、し、以、て、下、尋、之、事、以、て、條  
 約ノ、寫、ラ、以、て、以、て、年、ヲ、約、諾、信、ト、中、按、以  
 程、又、関、部、より、之、を、浙、江、に、撫、院、上、達、し、以、  
 迄、下、總、督、花、時、宗、撫、院、王、氏、より、布、政、司、按

物、ヨリ、受、合、一  
結、ケ、ル

察使ノ兩官を遂會議以テ下交收下知  
 會議ノ上少右之信牌を於之收之信之  
 寧波之関部へ右を以テ之を以テ之を以テ之  
 松陵より謝叶運莊運卿等一之を以テ之を以テ之  
 商人を特延ニ肖外國之臨ハ外國ノ年号  
 シ用ヒハハ事ハ決テ之ニ間鋪事ハ以テ之を以テ之  
 ハ偽ニテ之ニ年号之儀ハ於外國各ニ之を以テ之  
 之年号之儀ハ事ハ以テ之を以テ之を以テ之信牌  
 以テ之を以テ之年号シ書ハハ事ハ以テ之を以テ之  
 之ニ由テ之を以テ之且亦胡雲客董宜日等一

之を以テ之日本ハ以テ之を以テ之信牌ハ以テ之  
 シ占メテ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 例年ノ如ク船收シ不限此後之を以テ之ハ以テ之  
 信牌シモ之を以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 賣ノ年ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 牙ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 又ハ南京之関部ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 部ヨリ胡雲客等蘇州ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之  
 中來ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之ハ以テ之

所三才毛會議のこゝにて一決文付て之を依  
 位牌に申之候に寧波の関部一箇を日本  
 高賣の条に依りて之を以て関部の官に統  
 務し司り取運上り支配しし物廷一箇  
 納仕役を之を以て知向に寧波の関部一  
 箇より取し仕候さるべしと南京の関部  
 一箇より取し仕候さるべしと遂に  
 之を由南京の関部に南に之を總督赫  
 壽系南系に控院施世綸兩官一箇に  
 之を以て之を以て之を以て

右之如李翰士の書身取上りしと

申二月

用後定没

穎川守仁

彭城守仁

西村仁平次

二本仁平次

彭城守仁

柳屋守仁

神代守仁八



官梅三平亭  
 河内八平次  
 高尾是八亭  
 頼川友景  
 彭城源三亭

多の五十一

二月廿八日、別紙并左河右右書あり

別紙に執つて逐指見ゆ

一 廣東し船る本子韜士事し子細取知退る  
 南東寧波あり松来の返ハ彼者苗立て  
 古仍をとつおれし也みゆるをそ前中ハ  
 官取の信牌をばれしこれのくれ事ゆせま  
 乞別古事ゆめけ松し執るゆけ方あり  
 めけ有南東寧波禁ゆ上ハ他國より中け





河東行ふはとて地中人難儀を候に  
河津迄も申候も了まじり候に候上  
おのゝ内と申候まじり候及申候に  
事

望

二月廿八日

戸山御書

久方御書

河津御書

井原御書

右名海前書

よき書有

如

石河と申書に申候書有と書有

是

一 昔後表所仕重く申書有と書有 何事  
河新例七の事と申候申書有と書有

以後初に成りしは、  
難儀おも有りし事より、  
とと云ふ事、  
他は事より、  
子付母と風、  
但世に新例、  
る法を、  
の者、  
唯今と、

存あり、  
お改め、  
事より、  
存あり、  
其言、  
お改事、  
此の、  
度にお、  
有る、

清新例之むらせはとありよく介を扱は  
よ付し年少事

一は夜廣東船をす方有くよ付後  
方にす年少事も有くは後よめ付し  
事先務くす事少人もうよめ付し  
早竟去去候 物出清新例よ事  
出由治ハ交ら有くは後たふよ  
おん治はつおふハ清新例 立お付せ候

と料管は扱其とて後忘るの極子治  
の事ハ年

一近來ハ中級以下も取身ハ夜は甚  
多國の用事す年少人三ため官人ホ  
在候は事先有くは後たふよ  
母事有方有年少も母有くは  
と一とて後忘るの極子治  
たとひ程と友人よ付とありし  
らひのら取ハよの清新例の商人の例  
よハ堆しし事よは後たふ



一してけ方通事たるは牌と交はんを  
答らるるに候儀未交ら由小の好きは  
世及李韜士事のいをも官所より高貴の  
事と申さるゝらして候来はは之を  
物とはこれ又私に高貴と申さるゝ  
天下の意は一小の地より私に好ら  
らるゝ高貴と申す可くは我國  
に之新例の邊に私に高貴と申  
ふれ之に同一に思ふに李韜士事の

高貴と申さるゝに候可くは  
け意趣と申すに候儀未交ら由小の好きは  
世及李韜士事のいをも官所より高貴の  
事と申さるゝらして候来はは之を  
物とはこれ又私に高貴と申さるゝ  
天下の意は一小の地より私に好ら  
らるゝ高貴と申す可くは我國  
に之新例の邊に私に高貴と申  
ふれ之に同一に思ふに李韜士事の

唐通事大司のいと申すに書付  
李韜士(又也後正)のい書付  
李韜士(又也後正)のい書付



多し御不審はは玉りし要は一川小治え  
何國先と私商賣のするの割賦を  
事小の去年新例を言われの事  
出来のこく卯國商船の私商賣未  
而法の事言きたわの事小の言は何  
方し案をももたの事と私法は  
有し事にいれと新例を司い  
私教の限るく子休はと私法は  
能く御これ一川の事の國も  
正し不法を言われの事と私法は  
御事小の事小の信牌と私  
私を定むは商賣の理由は  
先許ある事小の事小の事  
御事と官事とと私法は御事  
これ二川事三被と私法は  
私法は事不他は御事  
御事と私法は御事  
御事と私法は御事  
御事と私法は御事

申し付けられし中谷景七と人とは  
定ぬ誰とくも人ふらうゆも信牌  
持渡り候者定例と申すは高堂の  
中谷の由にありて又早三人と申す  
所より事迄てもなきは余難くはれ  
三川亦申す信牌せうけし事ある  
然し由去年早三人と申す信牌は  
不ありお後しは申すも申すは通事と  
約定し事に行居事ありお後しは  
凡そ一編の郷社と申すは一社ありハ  
社物と申すは郷社と申すは宿和の  
所法小條より事ありて申すは海島と  
通事と申すは信牌の郷社と申すは  
お後しと申すは申すは申すは申すは  
いけ申すは申すは申すは申すは  
四川申すは申すは申すは申すは  
屋くはて申すは申すは申すは申すは  
信牌と申すは申すは申すは申すは

事ハ白し後ハ白し亦玉の位牌ハ文  
へし此亦玉の姓貨を以て之の姓  
ハ白しこれ亦ハ白し亦玉の位牌ハ  
孝鞠士中す亦ハ白し亦玉の位牌ハ  
之を以て之を以て亦玉の位牌ハ  
高貴を禁せられし亦玉の位牌ハ  
私の高貴を禁せられし亦玉の位牌ハ  
上は白し亦玉の位牌ハ  
高貴を禁せられし亦玉の位牌ハ  
難く此亦玉の位牌ハ  
皆く事と亦玉の位牌ハ  
高貴を禁せられし亦玉の位牌ハ  
之を以て之を以て亦玉の位牌ハ  
之を以て之を以て亦玉の位牌ハ  
亦玉の位牌ハ  
亦玉の位牌ハ

一週ハ通事丸ハ入りて内々孝鞠士ハ入りて  
亦玉の位牌ハ

行せし御

批

二 石河の御書に御書付し書字

度私病政水柵之事先書付し御書  
小山長清の御書に御書付し書字  
御書付し書字に御書付し書字  
御書付し書字に御書付し書字

三月

批

大巻御書に御書

一 御書に御書付し書字  
一 御書に御書付し書字

二月廿八日

戸山城書

久松和書

河を渡り  
井河内也

大正御前書

批

長崎より北に在る中野の書

長崎より南に在る仕屋

中野の書

- 一 長崎より北に在る仕屋の書
- 一 長崎より南に在る仕屋の書
- 一 長崎より北に在る仕屋の書
- 一 長崎より南に在る仕屋の書
- 一 長崎より北に在る仕屋の書
- 一 長崎より南に在る仕屋の書
- 一 長崎より北に在る仕屋の書
- 一 長崎より南に在る仕屋の書
- 一 長崎より北に在る仕屋の書
- 一 長崎より南に在る仕屋の書

長崎より北に在る仕屋の書  
長崎より南に在る仕屋の書  
長崎より北に在る仕屋の書  
長崎より南に在る仕屋の書  
長崎より北に在る仕屋の書  
長崎より南に在る仕屋の書  
長崎より北に在る仕屋の書  
長崎より南に在る仕屋の書  
長崎より北に在る仕屋の書  
長崎より南に在る仕屋の書

一 渡飛の史料と書

一 九列国中東海を以て船と舟の往来に於ては  
のりは此の中東(中)より一舟一筆とあり  
史の書

一 氏の海京習ひの事にも大瀧(大瀧)の事  
くは大瀧(大瀧)常く舟に注ぎし海流の事  
櫛船ぬすむ事ありて是等の事七二の事あり  
存しき渡飛(渡)の事

一 長崎表を以て疑ふ事ありし事ありて實數と  
もは公に犯罪なくも他は教を傳  
せしむる事

一 之れは生来の船は返後(返)に飛はしむる事  
他は教を傳せしむる事ありて  
船の往來の事あり

一 長崎(長)越御酒仕者も其の事  
存るが國船より返せし事ありて  
應じて料を以て其の事あり

扣

七條家一ノ片付の縁書葉写

宿子一ノ一七條小御細の巻

又宿子一ノ一七條小御細の巻

一七條生れのものえ人かあしくは母よ父子

親親兼義後一町と己屋と戸郎も

亦の帳もつといてははるゝの父の巻

ちあゝと名音(身と)せお忍ぶ渡世と

侍りゆものあゝと地先は宿とと

地下配多し電敷の刻もとれゆもの

あしと中世ゆれは当世又は卯とち

も病もは電敷もと年と配も今も

こ中世ゆれは当世も中宿外と

事一也

一地元のとれえあゝととれは病(と)

の渡せ侍も又は七條の内御細

も又中世ゆれは宿外一のとく

北人のとくあゝとと中世ゆれ

一 諸君の意見をこの事え申す所の地はひらくに  
よくおく日本の地と云われゆゆりてはとも  
こゝろごとの敷を多くおの事ハ候とのたのま  
は思ふまじりのまじり候事

一 此の事も一ゆとのま候え生れ候との申す子  
親族お候えまじり申す所にてお候へ候事  
重君の難儀とも思ひ申す候事  
ゆえ又まじり申す所にて一いふ候事  
ゆりし事ありし申す事

一 長崎とて是れゆとの事ありしゆとの  
病ありし事たりし事罪科もなき  
ゆりし流罪もより申す候事長崎も  
是れ申すては是れ縁ゆとの事ありしゆと  
ゆとの事一唐人の事もえ及し申す及し  
切急よりの事候事賞ある事と云え来  
らぬらの事と遊敷しゆゆりておま  
申す大坂場あり身とも申すゆゆりて  
の事一り候事一ゆり候事





何某と申すは、生國何方の名  
に下と申すは、由りて、長崎奉行御  
宿本に之を以て、長崎奉行を  
犯し、申すは、( )と申すは、  
軍川河法に、( )と申すは、  
教に、( )と申すは、  
事、( )と申すは、  
本、( )と申すは、  
教、( )と申すは、  
別、( )と申すは、  
より、( )と申すは、  
彼、( )と申すは、  
以上

和

長崎奉行の敷居(お宿本)  
分届し書付案  
馬

生田渡州之志

如河内

生田園防之志

其志

以類之志

何果多事を志す所何志之志之由り  
 け去宗私之志小舟お舟の道穿察  
 り知有之小犯罪之志之由り  
 其の輩地志を教之志也類之由り  
 其志中（お舟の志生田之志）お舟  
 白後地志（お舟の志）お舟の志之由り  
 の中（お舟の志）お舟の志之由り

寧波船之唐人古口

一私在船之儀八去年十月十九日唐書地分通事中之信牌を  
戸傳三月九日寧波の改兩志の委に本寧波南系信牌を領  
歸唐任の口指式般之船既大在運弼謝叶運劉以故未難  
題を平越の刺詰官所及び診所の付信牌之分悉寧  
波府布政司の役所の上其上寧波南京の港官の  
右口指式人之船既大在運達品の付冬之方便を以戸分  
立の得る浙江の惣督南系の控院の下知有之を相得  
我立漸南二月七日嶋返海の商船以前に通船教を不限  
均の儀其後々々秋の支取の國部の下知有之則國款

よ中商人在り波平波山依之去多八渡海能成り所定之  
右之始末并寧波表之消息先私之唐人在其細事  
与之相尋ふ所不及再訊私之信脚之入前約首渡  
海所儀為。幸私の在右通之使者不及力事流。  
誠以救多来。唐南地之高常之往來り。今更余経  
官を免り歸り難付。偏貴國之海懐懸を事作  
りわ外唐人有り友と名り合。私之私南四月九日寧  
波之何如し。唐人教之指去人。余能の同十有善陀山  
私を去也。習音善陀山出帆所。尤善陀山が私を私之  
外。類私之波前後。余如し中の更は。百洋中風石形。  
中唐の類私を。及失の山中。空の雨の山は右之  
私をいま之。到者。不仕の事。中唐の私を私を漸  
凌渡り。日如し地何國。日發私を也。不日。並。今日  
渡入津山。私以王在珍儀。之。事。私指去書。私分  
私既在私波の。余渡り。私八神の波渡海。次。  
右唐之儀。諸省有。涼靜。溢。使傳。之。山。書  
寧波。之。相。私。余。私。統。取。不。山。身。可。上。儀  
少。私。之。山。所。在。

右之通唐人在り所。先上品以上

同統定儀

申す目言

唐通事目付  
唐通事目付

寧波形之唐人古戸口

一私形之儀ハ去在七月朔日唐南地方通事中之信牌  
を了後日ハ八百寧波ハ波陽出の處於寧波南系ハ  
莊運卿謝付運劉以秋等依證訴寧波南系ハ  
指式被之形政官所ハ會城邊信牌ハ  
寧波布政司ハ役所ハ以上ハ唐南地方通事中之信牌を  
領之形政官渡海難成市座ハ此候迄ハ先形之  
唐人ハ多御可戸上ハ唐南地方通事中之信牌ハ  
寧波南系ハ商人ハ唐南地方通事中之信牌ハ  
例通之通形政官ハ不限改仕來商賣仕不概



唐通事

寧波船之唐人其口

一私為船之儀、去子三月、市、為、地、分、通、可、沖  
信牌、市、信、改、出、船、四月、六、日、寧、波、之、内、九、浦、市  
不、以、改、歸、出、之、交、於、寧、波、上、海、莊、運、御、謝、叶、運  
劉、以、致、為、去、子、信、牌、を、領、之、改、歸、唐、人、口、信、牌、を、  
之、私、取、之、以、難、題、を、口、通、之、於、官、所、以、及、難、題、を、口、  
右、信、牌、を、悉、く、寧、波、之、布、政、司、之、役、所、に、上、之、り、  
其、上、<sup>寧波</sup>市、之、法、官、所、に、私、取、之、及、之、難、題、を、口、通、之、  
雲、岩、董、官、自、本、子、大、氏、亦、之、方、便、を、以、難、題、を、口、通、  
市、南、地、渡、海、之、儀、以、前、之、通、船、教、を、不、限、付、之、り、





持院ハ少納ガ為勅命戸部尚書之官ハ書物本任  
民間為私銅商賣仕儀外ハ以律法ノ取成若  
少シも下指仕ハ去リ之ハ負ハ於寧波ハ布政司方ガ  
吏長ニ立買取ル事ハ此レ迄ハ一ノ事ハ外ハ余ハ吳  
統ハ事ハ歷シ

右ノ通庫ハ今ハ戶部書付ハ先ハ吉ハ山ハ望シ

月報定役

申五月七日

唐通事目付

唐通事在

寧波船ハ唐人ハ在リ也

一私ハ有ル船ハ傳ハ去リ七月十日南地ハ通事申シ信  
牌ハ也ハ信ハ波ハ取ル唐ハ也ハ於寧波ハ去リ南地ハ信  
牌ハ也ハ領シ之ハ信ハ即ハ被シ之ハ船頭ハ也ハ對シ莊運ハ卿  
謝ハ叶ハ運ハ劉ハ以ハ取ル也ハ若ハ其ハ頭ハ人ハ也ハ其ハ官ハ所ハ及シ於ハ新  
戶ハ其ハ官ハ取ル之ハ信ハ即ハ被シ之ハ南地ハ商賣ハ也  
占ハ信ハ也ハ一ノ事ハ竟ハ他ハ之ハ商ハ人ハ也ハ其ハ的ハ城ハ中ハ也ハ戶ハ幕ハ  
其ハ外ハ也ハ種ハ之ハ難ハ領ハ也ハ攝ハ戶部ハ私ハ在リ各ハ段ハ議ハ定シ  
寧波ハ之ハ國ハ部ハ自ハ方ハ涉ハ南地ハ涉ハ新ハ例ハ決ハ也ハ戶部  
給ハ之ハ信ハ解ハ也ハ若ハ其ハ事ハ戶部ハ其ハ後ハ寧波ハ事ハ事ハ決ハ



也。此處之依、少等、五折、仕、事、布、政、司、之、官  
下、れ、中、か、り、預、も、り、中、外、の、事、を、考、へ、此、地、分、之、  
渡、り、銅、之、入、材、の、押、度、に、使、せ、ら、れ、る、船、銅、之、出、味、  
強、く、此、地、也。

一、私、有、船、は、及、寧、時、に、仕、知、之、度、人、教、口、給、き、人  
系、但、し、之、者、は、月、九、日、數、船、三、艘、私、有、船、後、系、  
中、之、中、の、交、り、今、取、中、の、右、左、船、之、内、或、艘、の、前、  
を、若、仕、知、之、度、に、使、せ、ら、れ、る、船、中、の、右、月、言、  
大、同、途、中、に、是、を、非、之、寫、り、材、取、渡、り、之、由、  
之、帆、等、を、以、て、碇、を、お、ら、し、中、の、交、り、彼、地、分、子、

連、繫、固、形、と、名、を、相、浦、市、等、の、換、船、を、以、て、  
常、津、に、仕、送、渡、す、中、の、右、左、大、利、船、は、譯、名、仕、知、分、  
外、日、中、之、地、他、所、に、有、る、船、等、も、中、の、形、以、董、宣、  
申、儀、の、き、き、も、中、の、或、船、を、書、船、の、船、以、仕、知、後、中、の、  
系、渡、り、之、船、の、初、之、渡、海、紅、船、に、董、宣、官、依、換、等、  
系、仕、知、地、に、仕、來、仕、知、國、法、を、使、存、仕、知、中、の、  
去、之、譯、新、例、を、以、通、商、之、條、約、逐、一、取、之、領、掌、  
之、乾、文、及、上、之、通、商、法、式、を、給、中、の、上、之、前、約、肯、  
信、牌、を、帶、し、而、中、の、國、に、仕、渡、り、後、入、改、等、  
及、譯、事、に、仕、知、中、の、右、左、及、之、存、仕、知、中、之、  
試、

此後のりしを交果して市法或は通禁船面  
市積戻之に成りて市法尤も極まりぬ然るに  
四に於てり私る旨も此後何れも市法に  
當りぬをともし然るに於てり市法に  
此のりて右信牌を以て戻之重なる海に  
市法同ともし作高常お遂り及も極り  
早亦於寧波表新貌も所より南云分  
諸息下形之に唐人市法統りたり  
中上候之市法に

右に通唐人市法に書付たり市法に

月鏡定役

市通事目付

市通事目付

申五月七日

之番廣東船之唐人元中

一私在船之儀八當年閏二月十七日。浙南地之波由帆。四月三日。  
廣東之海志仕則出產之荷物相調。唐人救之拾九人。系組以之。  
六月二日。廣東城下之波。船渡海仕。廣東より別ニ跡。私  
之。八等。在の去年。由各地。信牌と願之。波由唐の。廣東  
私取事。藉士。後を。お寧波。信牌と官。和の。私納。以。取。今  
寧波。に。私。立。以。中。竹。取。以。在。寧波。南。京。に。拾。武。艘。之。船。取。  
茂。布。政。司。之。役。不。以。信。牌。と。私。和。と。由。当地。に。渡。海。之。儀。取。志。  
不。仕。以。由。取。及。中。以。正。去。廣東。公。遠。方。に。為。り。在。以。身。事。細。之。  
消息。取。不。中。以。且。又。由。当地。に。信。牌。と。願。之。以。廈。門。私。取。周。元。信。

私并陳憲卿名代果園欲と中若船少艘厦門六月  
末六月初旬由南地赴中由承知信計船在いす  
至恙不仕由是并於南夏洋中別る風不順家  
在何國の我漂恙仕はと云云元中船は私に後  
付度渡海の内被後逆風之途三度度我は吹戻り最  
を四度渡り中い受刻尚月十九日又之逆風之途  
家入中後船計は是非天年領梳端と中不日破と云  
中い其為葉肉石火矢と打中は船は早速致固船  
網舟由守は之挽船と云今日河尚津は道通下  
右天年領は漂着仕はり外日本地他は若く船  
中い船既果喜親後并家渡り船は去年之歳に私  
人言はれ次は大清の後諸君は深寧遠に信傳取中  
廣東は去年米穀豐熟は付下中水産は尚  
六月迄は被地亢旱は六月は玉漸而降中は  
廣東厦門は春津計下は官府厦門尚地は信牌を私  
中い一海は信は存知居中は信は子孫は信は  
私に付度渡海尚地は渡海は廣東の南部は中  
中い東園部は船切中中い南海縣は縣牌は中  
中い中い又私に尚是河尚地は積渡り中は網は  
私に付度渡海は買取中は信は賣渡り中は信は

諸者九二洞拂感二付尚表北京より勅命二る慶東洞江  
南京江の復建等々諸者の中朱撫院方今民間二於  
洞商賣仕付候と傳山あり今程別二洞二味津子候  
且ふ前年辰慶東表に如らん次船四艘四月六月二  
外者仕列年二色高賣仕付并慶東二如らん次船三艘  
多に取戸以航船七老二玉均帆仕付二社以物又尚表  
貴使分物帆二暹羅船二逆風二候二る幸二却國に難定候  
四月十日二廣東に突入又今滞航仕付至以船船底當冬  
北風起リ以相待物國二仕二身候以是等々候事上分  
外奈二實況候事候以

存二應唐人尺中二付書付事上二以候

申七月廿六日

風況定候

唐船より同封

唐船より尺



四書廣南祀之唐人苦口

一私於航海之商年因二月三日由南地合波泊帆因廿日南京之因上海之  
宗中實波之為物未嘗拂三月十日上海之廣南上卦三月朔日廣南  
到着住彼地也產之伽羅敏等之為物相謂七月廿日廣南之波也八月  
十日上海之印海吳淞之亦上宗入彼地之唐人救之信之人宗紀也其  
十者自之波也航海之信多洋中相習儀之在也其地何由也其  
祀易也而人等今日致入津中祀頭郭亨鏡儀之去年之歲祀  
分筆者役住於後月也但去年之三月者祀頭陳登儀之去年之歲祀  
當此之郭亨鏡之信牌也漢之及由郭頭而教先之信牌也  
與之言平之身則世發物後月也其在陳登儀之信牌也而也











系高臺ははれに戸付はるるは逢ふはゆはりて  
厚形はなるは逢ふはゆはりて元より水形例と  
石水及びははれに高臺ははれに  
沖先ともはれに流り系備沖登あともはれに

一 暹羅は係國中は未嘗候もそのはれに代属國東埔  
寨はあはれに中王水王とすはれに縁者もはれに  
去甲午年山王は臣佐雅法は臣吳達合とす者  
く初よりおはれに及降指すはれに水王は印白  
唐南王は援兵と求りはれに唐南王は熱兵は臣  
陳武翁候は言はるるは進入山王は攻討すはれに山王

方及敗軍は東四月山王は吳達合は暹羅は  
進去すはれに其は吳達合も去年四月にお暹羅は  
死はれに暹羅は人とを東埔寨は消去は  
すはれに東埔寨は山王は父王は山王は元  
身吳達合は進はれに由はれに水王ははれに  
暹羅は首納はれに和暹ははれに山王ははれに  
暹羅王は山王ははれに去年三月暹羅は  
大系は是れ千は兵卒は陰路は東埔寨は  
果とすはれに山王ははれに山王ははれに  
境ははれに暹羅王ははれに暹羅王ははれに

予与水陸並行其苦也適又行其苦之由水陸也船  
細水行其苦倍之何也舟中且又苦之何也諸  
省有之福靜從之能也舟山傳而舟大之趣也舟  
上より舟外余も其苦を言ふ

大に也唐人九月廿七日書有上戸の事

酉 四月廿七日

凡此之說

頼川只為平

唐國事自

彭城節度平

日

西行紀平公平

唐國事平

南島船唐人九月廿七日

一 船名紅心船名紅心上海分唐人救或拾九人宗  
組之去年八月廿七日發船乘舟歸類之為後  
宗と遼東にお高貴民後同九月廿七日遼東に  
紅心高貴相遊列彼沈出產之為相洞當二月廿  
遼東分發出帆也上海高貴の苦也延右洋中  
度之逆風也海舟日救也この刻一那女台の  
沖之西南之風也延右氣也右之津島津に入戸  
紅心兵士鳴儀無宗沈之船名此度初高貴也  
紅心毎高貴遼東に沈身は有九月廿七日



御高代に高貴に子に成る商人に成る存りるに次に  
大馬に成る信者大に汗静澄にるにと海家におりるに  
成る之に次に此に成る於に遼東信者出る西韃之部於に  
高爾丹に成る之に年に業分大清反中之に射的延りるに  
おりるに遼東之に内清陽と中所之に成る信者果然  
之に都統之官高爾丹に征伐後に向りて中と高  
三月廿二日に別身有る之に信者軍兵を率二月十八日に  
陝西に赴き中所之に成る信者在りて中亦余下り  
上に成る之に次に  
在りて中唐之大に成る信者有る之に次に

在りて中唐之大に成る信者有る之に次に

四月廿七

月夜定没  
唐之月夜  
唐之月夜

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

福州船之唐人記

一 船之形 坂之福建之因福州為年港之市一水在  
 船之唐人稱之曰七人主理之名也五月二日始出  
 帆回舟二日晉陀山也船之主司也同日八日在晉陀山  
 船之海江田也代何也船之主司也同日八日在晉陀山  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 魏廷技每主司之船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也

船之性質と云々 船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也  
 船之主司也船之主司也船之主司也船之主司也

酉 六月十四日

船之主司也

Blank, aged, and wrinkled paper cover of the book.

Blank, aged, and wrinkled paper cover of the book, featuring a red seal and handwritten text.



Handwritten text in cursive script, likely a date or signature, located on the right side of the cover.

